

### 様式第1号（3関係）

## 審查基準

令和7年11月28日作成

法 令 名	： 風営適正化法
根 拠 条 項	： 第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	： 遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原 権 者（委 任 先）	： 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	：
法第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 4 項（承認の基準）及び第 20 条第 10 項において準用する第 9 条第 2 項	
添付書類府令第 1 条第 11 号（変更承認申請書の添付書類）	
規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）及び第 19 条（変更の承認の申請）	
審 査 基 準	：
標 準 处 理 期 間	： 別紙のとおり
申 請 先	： 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先	： 同 上
備 考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 11 月 28 日警察庁生活安全局）第 12 の 8 及び第 17 の 9 を参照すること。

## 別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

### 記

12日。ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。